



Title	電力産業への競争導入と多様な政策の実現に伴う法的課題
Author(s)	佐藤, 佳邦
Citation	大阪大学, 2022, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/87771
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏 名 (佐藤佳邦)	
論文題名	電力産業への競争導入と多様な政策の実現に伴う法的課題
論文内容の要旨 本論文は、全三部で構成される。 我が国の公益事業には1980年代から徐々に競争原理の導入が進められてきたが、電力産業（電気事業）においても、1995年のIIP入札制度をきっかけに競争導入が進められ、2016年には小売の全面自由化、2020年にはネットワーク部門（送配電部門）の法的分離（＝別会社化）が実施された。そのような競争原理の導入に際しては、電源確保・再生可能エネルギー普及・需要家保護・安全確保といった、電気事業に求められる各種の施策をどう両立させるかが、法的にも問題になる。本論文ではこれらの問題について、全3部に分けて論じることとした。 第I部「電力産業への市場メカニズムの導入と公正競争確保の課題」では、従来独占事業とされていた電力産業に、市場メカニズムを導入した後、事業者間の公正な競争を確保する上での課題や、規制緩和直後に依然として事業者が有する市場支配力をいかにコントロールするのか、またその際、電源投資インセンティブへの配慮はどうあるべきかという課題について、経済法（独禁法）やエネルギー法の観点から検討した。 第1章「米国の発電事業への競争導入と市場支配力のコントロール」では、米国が発電事業への競争導入を進めるに際して、事業規制機関である連邦エネルギー規制機関（FERC）が競争導入策を法的にどう位置付けてきたのか、懸念される発電事業者の市場支配力をどのような法的枠組みでコントロールしてきたか、などを整理した。発電事業は伝統的な認可制の規制料金に替えて事業者間の交渉に委ねる市場ベース料金（Market Based Rate）を採用してきたこと、米国の連邦最高裁判所は事業者間で締結された契約は妥当であると推定することで市場ベース料金の下で締結された契約に比較的高い保護を与えており、このことが発電事業の競争導入を支えていることなどを指摘した。 第2章「電力市場における競争機会と投資インセンティブの確保：EUにおける電力長期契約の規制」では、自由化された電力市場における長期契約（Long-term Contract）に対するEU競争法による規律を論じた。一般的に電力の長期契約は、発電事業における投資インセンティブ確保などを目的に締結されるため、競争促進的な側面を有する。他方で、長期契約によりライバル事業者の事業機会を奪う場合には競争法上の問題となる。したがって、競争法の評価に際しては両者のバランスをはかることが課題となる。本章では、EUレベルでの発電市場への競争導入の経緯、欧州委員会が電力（及びガス）の長期契約を問題にした経緯などを整理する。具体的には欧州委員会は発電市場における長期契約の競争への悪影響が懸念された事例では、契約期間を最長15年までに制限してきたこと、小売市場の長期契約についても市場支配的事業者による場合にはその契約期間を5年程度に制限してきたことを明らかにした。他方で欧州委員会は長期契約による投資インセンティブの保護にも配慮しており、その審査指針の中で、効率性改善効果を考慮していること、実際の審査でもそのような考慮がなされていることを示した。 第3章「ベースロード市場をめぐる独禁法の課題」では、2019年に運用が開始された日本のベースロード市場における市場支配力監視の論点を議論した。具体的にはベースロード市場における入札価格に制限が設けられていることに着目し、ベースロード市場入札価格との比較で低廉な小売料金を設定することを不当廉売として規制する場合の論点、ベースロード市場への高価格投入をマージンスクイズとして独禁法で規制する場合の論点を検討した。不当廉売については、一般的に提案されている費用基準（平均回避可能基準）は必ずしも適切ではなく電気事業が設備産業であることに鑑みれば長期増分費用基準（Long-run Average Incremental Cost: LRAIC）を用いることが適当とする考え方があること、他方でLRAICの適用にも問題が多いことを指摘した。またいわゆる回避可能費用を費用に含めることの是非という論点について電力取引所の特徴などを含めて整理した。マージンスクイズ規制については、先導的判決とされるNTT東日本事件最高裁判決との比較を通じて、制度的措置として導入された上限価格規制は独禁法違反の成否とは基本的に無関係であり、それ自体の不当性を検討すべきことを指摘した。また、最近におけるベースロード市場の課題についても指摘した。 第4章「総合エネルギー産業化にともなう合併規制：EUの電力・ガス市場における合併審査事例の検討」では、競争	

導入後のEUの電力・ガス事業者の合併（企業結合）を、欧州委員会がEU競争法に基づきどのように審査してきたか、競争への悪影響が懸念された場合にどのような問題解消措置を命じてきたのか、について論じた。具体的には、欧州委員会は加盟国を単位として地理的市場を画定していることなどを明らかにした。さらに欧州委員会は、問題解消措置として国際連系線の建設といったインフラ投資を命じるなど、通常の合併審査における問題解消措置よりも積極的な措置を命じていること、その背景には、電力・ガス分野の自由化・競争導入をEUの立法プロセスを通じて実施することは、加盟国による反発などが予想されるため容易ではないので、欧州委員会は合併審査の問題解消措置を通じて、事業者に積極的な措置を命じていると評価できることを示した。また日本の電力分野における企業結合の審査事例を検討し、EUとの比較検討などを試みた。

第II部「多様な電源確保と競争中立性の両立をめぐる法・政策」では、電気事業に競争原理・市場メカニズムを導入した後において、電源間の競争の公平性を維持しつつ、電源種別の多様性の確保を図ることにどのような課題があるかを検討した。

第1章「米国の再エネFITをめぐる法と競争との調和（1）：買取価格と費用回収方法の問題」では、再生可能エネルギー電力普及のために導入された米国の固定価格買取（FIT）制度について論じた。まず、米国の再エネFITとしては連邦法である1978年公益事業規制改革法（通称：PURPA法）に基づく再エネ等電力の買取制度があるが、同法に基づく再エネFITは上限買取価格が買取義務者の「回避可能費用（avoided cost）」に限定されているため、再エネ普及のインセンティブとしては不十分であること、他方でこの「回避可能費用」を柔軟に解釈することで一部の州は再エネ普及を推進してきたことを論じた。その上で、近時（2000年代後半）、一部の州が州法により独自の再エネFIT制度の導入を試みていること、その買取価格をPURPA法に準じて回避可能費用とする州もある一方で、一部の州が回避可能費用を超える買取価格を設定していること、州法FITが回避可能費用を超える買取価格を設定することに対しては連邦法（PURPA法等）に違反するとの指摘があることを示した。その上で回避可能費用を超える買取価格を設定したカリフォルニア州法に基づく再エネFITに対して、FERCが連邦法違反であるとの裁定を下した事例を取りあげた。その結果、今後米国がFIT制度を再生可能エネルギー普及策の主軸とするのであれば、やはり州法ではなく、連邦法に基づく統一の制度が必要となると見込まれることを示した。

第2章「米国の再エネFITをめぐる法と競争との調和（2）：送電線オープンアクセスの問題」では、1章でみたPURPA法に基づく再エネFITに対しては、小規模電源への投資を支援することで発電市場への競争導入への一翼を担ったとの評価があること、他方で、各種電源間の競争を促進するため、送電線所有者による第三者への不当な差別を禁止したFERCの送電線オープンアクセス制度と、特定の再エネ電源を優先的に系統に接続・買い取る再エネFITは相対立する制度であり、発電事業の自由化・競争導入とは本来、相容れないとの指摘がなされていることを明らかにした。その上で、2005年エネルギー政策法によるPURPA法の改正により、その再エネFITが大きく縮減されたことを明らかにした。2005年エネルギー政策法は、買取対象の再エネ電源が立地する地域に競争的な卸電力取引所が設置されており、オープンアクセスを通じた販売機会が確保されているならば、買取義務を廃止可能であるとしている。このことは、現在の米国法は再エネ電源について、段階的にFITによる補助から「卒業」させ、自由化された発電市場において各種電源と競争させるという方針を採っていると評価できることを示した。

第3章「EUの再生可能エネルギー電力買取制度をめぐる競争政策」では、EU加盟国では再生可能エネルギー普及策として、北欧諸国などの、電気事業者等に一定割合の再エネ電力の利用を義務付ける証書制度（またはRPS制度）を採用する国がある一方で、ドイツに代表される、電気事業者に対して再エネ発電事業者から電力の買取を義務付ける、再エネFITを採用する国もある。本章ではEUにおける再エネFIT制度の導入期の議論をレビューすることで、競争法・競争政策の観点からFIT制度に対する批判的な議論が存在していたことを示した。具体的には、（1）再エネFIT制度は国ごとにバラバラの制度が乱立することとなり、加盟国ごとの電力市場をEU域内で統一するという、EU経済統合の目的に反しかねないこと、（2）そもそも発電市場における自由化という1990年代からのEUにおける電力政策と、特定電源にのみ補助を与えるという再エネFITが矛盾すること、（3）EU競争法（国家補助規則）との適合性、である。このうちEU国家補助規則との適合性については、ドイツが1990年に導入した再エネFITをめぐる、欧州委員会（当時はEC委員会）競争総局が国家補助規則違反を理由にその廃止を企図していたこと、EU司法裁判所は2001年の判決で、「国家補助」該当性という形式的な要件の不適合を理由にドイツ1990年法を容認しつつも、その再エネFITが電源間の競争を歪曲する可能性は認めていたこと、欧州委員会は2010年のガイドラインで、今後、再エネFITは国家補助規則の審査において原則、承認しないとの態度を示していること、を明らかにした。

第4章「EUの原子力バックエンド事業に対する国家補助規則による規律」では、原子力バックエンド事業に対するEU国家補助規則の適用について検討した。上記第3章でも述べたように、EUは1990年代から電力市場に競争原理の導

入を図ってきた。他方で複数のEU加盟国は原子力発電を実施してきたが、原子力発電所の解体・廃炉や、放射性廃棄物・使用済燃料の処分といったバックエンド事業について、政府が一定の関与を果たしてきた。そこで政府による原子力バックエンド事業支援策に対して、電源間の競争の公平性を目指すEU国家補助規則がどのように適用されてきたのかについて検討した。そのためまず本章では、EUの原子力基本法たるユーラトム条約とEU国家補助規則の関係をめぐる学説を整理した。その結果、(1) EU国家補助規則を一般法、ユーラトム条約を特別法ととらえ、原子力分野における国家補助規則の適用は排除されるとする考え方(=「ユーラトム条約優先説」、(2) 両者は一般法・特別法といった関係にはなく、国家補助規則は他の事業分野と同様に原子力事業にも適用されるとする考え方(=「国家補助規則優先説」)、(3) 原子力分野にも国家補助規則は適用されるが、その適用に際しては、ユーラトム条約の諸原則を考慮しなければならないとする考え方(=「折衷説」)に分けられることを示した。両者の関係についてEU司法裁判所が判断を下したことはないが、最近の審査事例(ドイツにおける放射性廃棄物処分基金の事例、イギリスにおける廃棄物移転価格の事例)を検討した結果、欧州委員会は(3)の考えに立っていると評価できることを示した。

第Ⅲ部「エネルギー事業における消費者保護と事業規制機関をめぐる課題」の前半(第1章と第2章)では、電力・ガス小売自由化後の消費者保護などの問題を論じ、後半(第3章と第4章)では、エネルギー事業の規制当局をめぐる問題を論じた。

第1章「競争環境における電力のユニバーサル・サービス確保と法的課題」では、まず、電気事業法改正による2016年4月の電力小売全面自由化に際して、いわゆる電力のユニバーサル・サービス確保のための制度がどのように変容したのかを論じた。また、内外の各種文献や制度から、電力のユニバーサル・サービスとしてどのようなものが想定されているのかを示した。その上で、ユニバーサル・サービス確保の問題としてしばしば取り上げられる低所得者保護策の議論の一助とするため、2000年代後半から実施されたイギリスの「社会福祉料金」制度を調査した。早くから電力の全面自由化を実施したイギリスでは、低所得者保護への社会的・政治的要請を背景に、2008年から2011年にかけて、燃料貧困世帯(fuel poor)と呼ばれる社会的弱者に対する割引料金の提供を電力会社・ガス会社に義務付けた。本章はその制度を調査するとともに、評価した。その結果、①燃料貧困世帯以外にも当該料金の適用対象になっており、反対に、燃料貧困世帯が対象から漏れることがあった、②料金割引の効果は一次的であり、省エネ工事補助などの効果が永続する支援策のほうが、より費用効果的である、③費用が需要家から回収されるので結果的に需要家の負担を増大させる。また、費用を電気・ガス料金から回収されたため、逆進的であった、④社会福祉料金の義務化と小売自由化は相容れないとの指摘がある、などの結論を得た。

第2章「電力・ガスの小売自由化に伴うセット販売と独禁法の規制」では、2016年・2017年にそれぞれ小売全面自由化が実施された電力・ガス市場におけるセット販売割引の独禁法上の問題を検討するため、米国の反トラスト法におけるbundled discountをめぐる議論・裁判例等を調査した。その結果、以下を示した。

(1) 米国の反トラスト法当局は、セット品間同士の競争(bundle-to-bundle competition)が成立する場合は、不当廉売規制の例に倣い、セット品全体の価格が費用を下回らない限り合法としている。(2) 米国ではセット割の独禁法違反判断の手法として、競合品の実質価格(=競合品の単品価格からセット販売による割引総額を差し引く)を当該競合品の費用と比較して費用割れの有無をみる「割引総額充当テスト」(以下、DAテスト)が提案されているが、その位置付けは様ではない。すなわち、セット割が独禁法が禁止するどの行為類型に該当し得るのかにつき、①不当廉売と捉える立場と、②抱き合わせと捉える立場に分かれており、前者①に立つ裁判例(PeaceHealth判決)はDAテストを違法性判断基準と位置付け、「費用割れ=違法」とする。しかし①に立つ別の見解(米国議会AMC報告書)は、競争促進的なセット割を萎縮させぬよう、これをいわゆるセーフハーバーと位置付けており、実質価格が費用を下回る場合であっても、違法性の認定に追加的立証を要求している。②のセット割の実態を抱き合わせと捉える見解(司法省報告書)もこれをセーフハーバーと位置付けており、違法性認定には、費用割れのほか競争上の弊害が便益を大きく上回ることなどの立証を求めている。以上を踏まえた上で、我が国の「電力適正取引ガイドライン」を検討すると、同ガイドラインは米国司法省の考え方とは対照的に、セット割の独禁法上の違法性を不当廉売の観点から判断としている。典型的な不当廉売(費用割れ販売)はそれ自体が損失を生む不合理な行為で、競争者を不当に排除する意図が強く推認されるのに対して、セット割の場合には、セット品の一部で費用割れとなってもセット品全体で利潤を生む限りはそのような推認は働かない。したがって、ガイドラインのようにセット割の違法性を不当廉売と同様に判断すると、過剰規制のおそれがある。電力のセット割については、価格と費用の関係(費用割れの有無)を参考にしつつも、それに拘泥せず、当該セット割が競争に与える悪影響の有無を総合的に判断することが必要である。

従来から、事業規制法と独占禁止法の関係をめぐる議論は多い。そこで第3章「総合エネルギー産業とエネルギー規制機関：競争当局の適切な役割分担について」では、法執行を担う機関相互の関係に着目して、独禁法の執行権限を

エネルギー規制当局に付与したイギリスの制度をとりあげ、我が国の電力・ガス取引監視等委員会と公正取引委員会の関係について検討した。その結果、以下の結論を得た。（１）英国では事業規制官庁による競争法執行に対して、各分野の専門的知見の活用などの利点が主張される一方で、行政費用が増加する、規制官庁は競争法の専門性を欠くなどの懸念も指摘されている。日本の電力・ガス取引監視等委員会による公正競争規制の在り方を検討する際にも、総合的な判断が必要である。（２）英国の事業規制官庁は、競争法と事業法規制の双方が適用可能な事例に対して、原則、競争法の優先適用が義務付けられている。日本では今後、独禁法・電気事業法の優劣関係や、個別事例の判断基準の議論を深め、ガイドライン等へ反映させることが必要である。その際、関連する英国の議論が参考となる。また、従前から独禁法が規制する行為に新たに新規規制組織の事業法規制を課せば、不要な二重規制を生むのみならず、確立された独禁法の規制基準が無視されかねないことから、好ましくない。（３）英国では、競争当局と事業規制官庁の協議により、事件ごとに担当機関が決定され、競争法の重複適用を回避している。日本では、今後、新規規制組織設立に伴う規制範囲の拡大や、異業種参入等による競争の複雑化などを契機に、ガイドラインが予期せぬ行為が競争上の課題になり得るため、英国のような個別協議の場の設置も、検討に値する。

第4章「米国の原子力規制における行政審判制度の役割」では、米国の原子力規制委員会（NRC）が一般的な行政法判事（Administrative Law Judge）の制度に替えて採用している、行政審判官（Administrative Judge）により執り行われる行政審判制度（原子力安全許認可審査パネル、ASLBP）について、その概要と特徴を論じ、以下を明らかにした。第一に、ASLBPの審判官ないし審判会議の制度は、法律と技術という異なる専門性の両立のため、他の行政機関で広く採用されている行政法判事（ALJ）をモデルとしつつも、法曹資格要件を緩和するなど、NRC独自の制度となっている。第二に、ASLBPはNRCスタッフの判断や主張を鵜呑みにせず、環境影響評価や安全評価レポートを独立の視点でレビューしている。またそのレビューは科学的知見によるリスク評価に徹しており、NRC本体（Commission）によるリスク管理とは区別されている。第四に、ASLBPの審判会議手続きのほとんどは、NRCの手続きに利害関係人として参加を希望する第三者からの主張の可否・妥当性の判断に関するものである。また利害関係人であると主張する者の大半は、地域住民や環境保護団体・反原子力団体である。第五に、法律的・技術的な観点から審査することで、利害関係人による参加を真に意味のある論点に絞り込み、重要な論点に集中することを可能としている。また事業者やNRCと、利害関係人の主張が対立したときに、審判会議の3面構造（両者の主張をもとに、中立の立場から審判官が判断を下すこと）が意味を持つと言える。

初出一覧

- 第Ⅰ部
 - 第1章：「電気事業における競争導入と料金規制—Morgan Stanley 判決：連邦エネルギー規制委員会の料金規制と Mobile-Sierra 法理の適用範囲—」（『新世代法政策学研究』11号、2011年3月）
 - 第2章：「自由化後の電力長期契約をめぐる競争上の課題—EU競争法の適用事例を通じた検討—」（『電力経済研究』61号、2015年3月）
 - 第3章：「ベースロード市場をめぐる独禁法上の課題-不当廉売とプライススクイーズ規制の検討-」（『電力経済研究』66号、2019年3月）
 - 第4章：「EUの電力・ガス事業分野における合併審査：1990年以後の欧州委員会による審査事例の検討」（電中研報告Y16004、2017年3月）
- 第Ⅱ部
 - 第1章：「米国各州の再生可能エネルギー電力買取制度（FIT）—買取価格の決め方と費用回収規定—」（電中研報告Y10001、2011年8月）
 - 第2章：「再生可能エネルギー電力普及策と送電線中立化策：米国の電力買取制度をめぐる議論」（電中研報告Y12027、2013年4月）
 - 第3章：「地球温暖化対策と競争政策：欧州の再生可能エネルギー電力買取制度を題材に」として掲載（『日本経済法学会年報』38号、2017年10月）
 - 第4章：「原子力バックエンド事業におけるEU国家補助規則の適用—ユーラトム条約との関係を中心に—」として掲載（『公益事業研究』72巻1号、2020年9月）
- 第Ⅲ部
 - 第1章：「電気事業のユニバーサル・サービスに関する法的課題」（友岡＝武田編著『エネルギー産業の法・政策・実務』、弘文堂、2019年3月）、「イギリスの全面自由化後の低所得者向け電気料金」（電中研報告Y11017、2012年3月）

- 第2章：「電力のセット販売割引と法的課題－米国反トラスト法の議論の整理－」（電中研報告Y15015、2016年5月）
- 第3章：「電気事業の新規制組織と公正取引委員会の相互関係－英国の事業規制官庁による競争法執行制度を題材に－」（電中研報告Y14006、2015年3月）
- 第4章：「米国原子力規制委員会の行政審判制度について－原子力安全許認可審査パネル（ASLBP）の紹介－」（『電力経済研究』68号、2021年12月掲載予定）

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (佐 藤 佳 邦)			
	(職)	氏 名	
論文審査担当者	主 査	教 授	武 田 邦 宣
	副 査	教 授	茶 園 成 樹
	副 査	教 授	大久保 規 子

論文審査の結果の要旨

1. 論文の内容

佐藤佳邦氏の本論文は、日本の電力産業（電気事業）において1990年代から進められてきた競争導入・自由化が、電源確保・再生可能エネルギー普及・需要家保護・安全確保といった、昨今の電力産業における各種の要請とどのように両立可能かを、法的な観点から検討するものである。主たる研究手法は、米国、EUを対象とした比較法研究である。本論文は、序章および終章のほか、次の三部からなる。

- 第Ⅰ部「電力産業への市場メカニズムの導入と公正競争確保の課題」
- 第Ⅱ部「多様な電源確保と競争中立性の両立をめぐる法・政策」
- 第Ⅲ部「エネルギー事業における消費者保護と事業規制機関をめぐる課題」

序章では、競争法・競争政策の観点から、あらためて電力産業の諸改革を検証することが必要ではないかとの、本論文の背景や問題意識が述べられている。

第Ⅰ部では、市場メカニズム導入後の電力産業における市場支配力の問題を検討している。まず第1章「米国の発電事業への競争導入と市場支配力のコントロール」では、米国の規制当局（FERC）や裁判所が、発電部門における市場支配力の課題とどのように対峙してきたかを、判例分析等を通じて明らかにしている。次に第2章「電力市場における競争機会と投資インセンティブの確保：EUにおける電力長期契約の規制」では、EU競争法を執行するEU委員会が、電力の長期契約をめぐり、市場支配力の規律と投資インセンティブの確保のバランスをどのようにはかってきたを検討する。そして第3章「ベースロード市場をめぐる独禁法の課題」では、2019年に運用が開始された日本のベースロード市場における市場支配力の監視について、不当廉売やマージンスクイーズといった、独禁法の観点から考察を加えている。さらに第4章「総合エネルギー産業化にともなう合併規制：EUの電力・ガス市場における合併審査事例の検討」では、EUの電力・ガス事業者の合併（企業結合）審査事例を整理・評価している。そこでは、EU委員会が、国際連系線の建設といった通常の問題解消措置よりも積極的な措置を命じていることを明らかにしている。

第Ⅱ部では、市場メカニズムの導入後の電源の多様性確保に関するテーマを論じている。まず第1章「米国の再エネFITをめぐる法と競争との調和（1）：買取価格と費用回収方法の問題」では、再生可能エネルギー電力買取制度（FIT）を州法により導入する動きがあること、他方で連邦法（1978年公益事業規制改革法）の規制が州法によるFIT導入の障壁になっていることを明らかにしている。続く第2章「米国の再エネFITをめぐる法と競争との調和（2）：送電線オープンアクセスの問題」では、米国において、FIT制度に対して、送電線への公平なアクセスを保証するオープンアクセス制度と矛盾するとの指摘がなされていることを明らかにしている。また第3章「EUの再生可能エネルギー電力買取制度をめぐる競争政策」では、再エネFITをめぐる過去の議論を整理した上で、EUにおいて、国家補助規則との抵触など、競争政策の観点から批判的な見解も有力であったことを明らかにしている。そして第4章「EUの原子力バックエンド事業に対する国家補助規則による規律」では、国家補助規則とEUの原子力基本法たるユーラトム条約の関係をめぐる学説を整理した上で、EU委員会は、ユーラトム条約の諸原則を考慮した上で、原子力分野に国家補助規則を適用するという、折衷説的な立場にあることを明らかにしている。

第Ⅲ部では、電力・ガス小売自由化後の消費者保護などの問題や、電力産業の規制当局をめぐる法律問題を論じ

ている。まず第1章「競争環境における電力のユニバーサル・サービス確保と法的課題」では、我が国の電気事業法の条文を細かく読み解き、ユニバーサル・サービスに関連する各種制度の概要と課題を明らかにしている。その上で、英国が2000年代後半に導入した低所得者向けの割引料金制度をレビューし、それが法目的や趣旨に照らして必ずしも合理的なものとは言えないとの批判があることを指摘している。次に第2章「電力・ガスの小売自由化に伴うセット販売と独禁法の規制」では、電力・ガス市場におけるセット販売割引の独禁法上の問題を検討するため、米国の反トラスト法における「bundled discount」をめぐる議論・裁判例等を調査し、その上で、日本の公正取引委員会のガイドラインとの比較を試みている。また第3章「総合エネルギー産業とエネルギー規制機関：競争当局の適切な役割分担について」では、独禁法の執行権限をエネルギー規制当局に付与したイギリスの制度を整理・検討した上で、我が国の電力・ガス取引監視等委員会と公正取引委員会の関係について検討し、種々の具体的提言を試みている。最後に、第4章「米国の原子力規制における行政審判制度の役割」では、米国の原子力規制委員会（NRC）が一般的な行政裁判士の制度に替えて採用している、行政審判官により執り行われる行政審判制度（原子力安全許認可審査パネル）について、その概要と特徴を論じている。

最後に終章では、以上の検討をいわゆる「S+3E」の視点で振り返った上で、未検討の課題を整理する。

2. 論文の評価

電力産業における競争導入・自由化の問題は、経済法学でもこれまで検討がなされてきた。しかしこれまでの研究ではボトルネック設備のアクセス問題、すなわち発電電の分離問題に議論が集中しており、電力産業が抱える幅広い政策課題や法律問題に十分な検討がなされることはなかった。これに対して、佐藤氏の論文は、従来の経済法研究が取り組むことがなかった広範な未開拓の問題に取り組むものであり、学界や実務に与える影響は大きい。検討対象は電力産業全般に及んでおり、学術的貢献も多く、特に次の2点を評価しておきたい。

第一に、競争導入による経済効率性の達成と、エネルギーの安定供給（Energy Security）との間に存在する緊張関係を複眼的に分析する点である。従前の研究においては、競争法執行における電源投資インセンティブの確保にかかる十分な考察がなされることがなかった。しかし現下、わが国の電力市場で問題となっているのは、原子力発電所の停止や石炭火力電源の休廃止に伴う電源不足である。また電源量のみならず、2018年の北海道胆振東部地震で明らかとなったように、レジリエンス強化も大きな政策課題である。佐藤氏は、電力産業における投資やレジリエンスの問題に関して、EU競争法では投資インセンティブ確保が考慮されていることを明らかにする。同様の問題関心から、佐藤氏は、わが国のベースロード市場について、市場支配力の濫用規制のために導入された上限価格規制の運用や、独占禁止法規制のあり方によっては、過剰規制となって電源投資インセンティブを毀損することになることを論じる。このような視点、分析はわが国の目下の政策課題に直結するものであり、その価値は大きい。

第二に、競争導入による経済効率性の達成と、環境問題解決との間に存在する緊張関係を明快に示す点である。諸外国における再生可能エネルギー買取制度については、これまでも紹介されてきた。しかしそれら従前の研究とは異なり、佐藤氏の研究は米国連邦法、米国州法、EU法を網羅的に検討するものであり、その対象の広さにおいて、従前の研究にはない価値を有する。しかも、同研究は単に外国の制度を紹介するだけのものではなく、たとえば米国法に関して、州独自のFIT制度の導入が卸市場にかかる連邦法の専権を侵すことがないかが争われている等、制度の背景にある取引実態や法システムに留意した分析を行なう。電力システム改革においては、外国制度の外観のみを見て、日本への導入の是非が論じられることもしばしばであるが、佐藤氏の論文はそのような実務に注意を与えるものである。外国法を内在的に理解した上で、佐藤氏は、FIT制度がその制度如何によっては電源間の競争中立性を損なうとした上で、FIT制度と比したRPS制度の優位性を指摘し、またFIP制度など市場メカニズムの利用価値を説くなど、政策に直結する分析・提案を行っており、その価値は大きい。

これら2点に限らず、本論文はこれまでにない視点で電力産業の重要な法的問題を析出して、国内外の判例、文献を渉猟した上で、明快に分析する。本論文の多くの部分は日本経済法学会年報をはじめ学術論文に掲載されて、すでに一定の評価を得ているところであるが、それらをまとめあげて、競争政策の観点から電力産業の法的問題を包括的に検討する学術的価値は大きい。もっとも、電力産業の関係する法的問題は膨大であり、本論文はそれら問題を全て扱う訳ではない。しかしながら佐藤氏の研究能力やこれまでの研究実績を前提とすれば、それら問題の解明も近い将来なされるものと考えられる。なお、本論文に剽窃はないことを確認している。

以上より、論文審査担当者は一致して、本論文が博士（法学）の学位授与に値するものと結論付ける。